

身体拘束等の適正化のための指針

就労継続支援 A 型事業所
うきま幸朋苑ブレッド&バター

(基本的な考え方)

第1条 身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では、いずれの場合においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とし、身体拘束をしないサービスの実施に努めます。

2 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、個別支援会議を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明し同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

3 身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下のことに取り組みます。

(1)利用者主体の行動・尊厳ある生活、就業環境の保持に努めます。

(2) 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。

(3) 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、個々に応じた丁寧な対応をします。

(4) 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、個別支援会議において検討をします。

(5) 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活等をしていただける様に努めます。

4 利用者の人権を尊重し、安心してサービスを利用していただくため、サービス契約時に事業所の方針を説明します。サービス事業所は利用者及び家族の生活に対する意向を確認し、ケアの方向性を提案することで、身体拘束廃止に向けた取り組みについて、理解と協力を得られるように努めます。

(身体拘束適正化委員会)

第2条 当事業所では、身体拘束等の廃止に努める観点から、エリア内に「身体拘束適正化委員会」を設置します。

2 委員会には委員長と委員を構成します。総合施設長を委員長、管理者を委員とします。

3 委員会では、次の内容について検討します。

(1) エリア内事業所での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(2) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討

(3) 身体拘束を実施した場合の解除の検討

(4) 身体拘束廃止に関する職員全体への研修

4 委員会は、年に1回以上委員長が招集し開催します。その結果については従業者へ周知徹底を図ります。

(職員研修)

第3条 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の廃止・改善を徹底し、人権

を尊重したケアの励行について行います。

2 研修は、年1回以上行います。また、新規採用職員に対しては採用時研修を必ず実施します。

3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 前項に定める研修のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図ります。

(やむを得ず身体拘束を行う場合の対応)

第4条 本人又は他の利用者の生命又は身体を保護する為の措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1)組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議において組織として慎重に検討・決定します。この場合、管理者、サービス管理責任者、支援方針について権限を持つ職員等が出席し、身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の必要性や身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一します。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

(2)利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。様式1：「身体拘束等に関する説明・同意書」

(3)行政への相談、報告

身体拘束する場合、関係する行政機関の障害者虐待防止担当所管に報告して、身体拘束も含めた支援について相談し、様々な視点からのアドバイスや情報を得ていきます。

(4)記録と再検討

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由及び経過、解除に向けての取り組み方法などを記録します。また当該記録をもとに身体拘束適正化委員会等での検討も含め、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。様式2「身体拘束等に関する経過観察・再検討記録」

(5)拘束の解除

(4)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

(指針の閲覧)

第5条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設HPにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する

身体拘束等に関する説明・同意書

様

1 下記の ABC すべてを満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、必要最小限の身体拘束、その他行動を制限する行為を行います。

ただし、身体拘束その他の行動制限を解除することを目標に、必要性や方法について再検討を行います。

A：利用者本人又は他の利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

B：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する手段がない。

C：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

ただし、必要性がないと判断された場合若しくはご本人から使用中止の申し出があった場合には、速やかに中止します。

対応の概要

個別の状況による理由	
方法（場所、行為、部位、内容）	
時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
開始及び解除の予定	年 月 日から 年 月 日まで

上記のとおり対応します。

年 月 日

施設名：うきま幸朋苑ブレッド&バター

管理者氏名： 印

説明者氏名： 印

上記の件について説明を受け、同意しました。

年 月 日

利用者氏名： 印

家族又は代理人： 印

